

特集

高年齢者の労働環境の向上 および雇用の安定に活かす助成金

オフィス人事教育代表
特定社会保険労務士 岡本 眞

1 はじめに

アベノミクスの成長戦略(日本再興戦略)では、1)日本産業再興プラン、2)戦略市場創造プラン、3)国際展開戦略——の3つのアクションプランを示し、具体的な諸施策や成果目標を打ち出しています。

「日本再興戦略」に盛り込まれた主な成長目標には、民間企業活力の復活、通商の拡大、グローバル化推進、雇用・女性・人材育成、健康・医療産業の拡充等があります。

これらの成長戦略を国が具体的に後押しする事業の一つに平成25年度および26年度予算立ての各種助成金・奨励金制度があります。

今後更なる高齢化に向けて、企業は65歳までの雇用延長をクリアしていかなければならず、それをリスク・負担と捉えるのではなく、社会経験豊富な高年齢者を効率よく上手に活用していくことにより、企業を維持・成長させていくことは一つの方法ではないかと思えます。

全てがうまくいくわけではありませんが、ある分野、ある部門については逆に高年齢者の方が…という仕事もあるかと思えます。

そこで今回、高年齢者の労働環境の改善や雇用(継続・新規雇用)の際に活用できる、主に企業の関わりの大きい厚労省管轄で制度化している各種助成金・奨励金制度について紹介をしたいと思います。

(本稿では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行っている助成金に絞って図表を引用して紹介します)

2 高年齢者の雇用に関する助成金

(1) 高年齢者雇用安定助成金(高年齢者活用促進コース)

この助成金は、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的として、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主に対して助成するものです。

企業内における高年齢者の活用促進を図るために環境整備計画の認定を受け、高年齢者活用促進の措置を実施した場合に受給することができます。

①対象企業	高年齢者を積極的に活用しようとする企業(企業規模を問わない)
②対象者	1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者
③受給金額	高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置に要した費用の1/2(中小企業事業主は2/3)に相当する額 上限500万円(1人につき上限20万円)
④受給要件	<p>高年齢者の活用促進のための次の1)～4)のいずれかの「高年齢者活用促進の措置」を内容とする「環境整備計画」を作成し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構当機構理事長に提出してその認定を受けることが要件です。</p> <p>1)新たな事業分野への進出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者が働きやすい事業分野への進出 ・高年齢者の就労に向く作業の切り出し <p><受給対象となる経費></p> <p>計画策定経費、許認可等の手続き経費、機械設備の購入、改修工事経費、講習経費、事務所・機械設備の賃借料、コンサルタント経費 その他</p>